

(平成23年8月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認函館地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から43年3月まで

私は高校卒業後、近くで小売業を営む姉夫婦の店で働いていた。

姉は国民年金制度発足時から国民年金に加入し保険料を納付しており、その姉から年金は将来の生活に大切だから納めておいたほうが良いという話を聞き、私も将来のことを考えて20歳から国民年金に加入し納付してきた。保険料は町内会の婦人会の集金で納付していたと思う。

小さい町だったので役場には顔見知りもあり、加入手続をした後で一年以上も未納にするのは考えられない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付していることから、申立人の国民年金に対する納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、20歳になって約2か月後の昭和42年\*月に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立人の記憶とも一致する。

さらに、当該記号番号払出時点で、申立期間の保険料は現年度納付が可能な期間であり、A町役場からは、申立期間当時、申立人が居住していた地区では町内会の婦人会が現年度保険料の集金を行っていたとの回答を得ているなど、申立内容に不合理な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月から8年3月まで

国民年金保険料を口座振替で納付していたが、平成2年に一時厚生年金保険に加入し、脱退した後、再度国民年金の手続をしなければいけないことを知らず、ずっと口座から国民年金保険料が引き落とされているものと思っていた。

A町役場へ税金の申告に行った時に、国民年金に未加入であることを指摘され、それまでの保険料額を計算してもらった。

数日後、言われた保険料額を金融機関で下ろし役場の窓口で納付した。金額は55万円ぐらいで、一回で納付した。

時期ははっきり覚えていないが、納付した金額や現在の国民年金記録からみて平成8年3月ではないかと思う。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金記録は、平成2年5月10日の厚生年金保険加入による資格喪失記録が同年7月に入力処理され、以降、9年4月3日まで資格記録の入力処理は行われていないこと、及び9年3月27日に平成8年度の保険料が一括で現年度納付されていることがオンライン記録により確認できることから、申立人が国民年金の手続を行った時期は9年3月と推認でき、当該手続時点で、申立期間のうち2年12月から7年1月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人に対しほかに国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、平成9年3月の時点で、申立期間のうち7年2月から8年3月までの期間については、過年度保険料として納付可能な期間であったが、申立人が保険料を納付したとするA町役場では、過年度保険料の収納は行っていなかったと回答している。

さらに、申立人が当時使用していた二つの金融機関の預金口座のいずれにも、供述にある約 55 万円の取引記録は確認できず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月 1 日から 38 年 11 月 20 日まで  
② 昭和 40 年 4 月 30 日から 42 年 4 月 20 日まで  
③ 昭和 42 年 5 月 1 日から 44 年 8 月 30 日まで

年金記録を確認したところ、私が勤務したA社については、昭和 36 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 9 月 1 日に資格を喪失したと記録されているが、私は、申立期間①においても引き続き同社に勤務していた。

申立期間②のB社については、昭和 39 年 12 月 1 日に被保険者資格を取得し、40 年 4 月 30 日に同資格を喪失したと記録されているが、私は、同社に 3 年間勤務したと記憶しているので、被保険者期間はもっと長いはずである。

また、申立期間③については、C社（現在は、D社）E支店に係る私の厚生年金保険の被保険者記録は、昭和 41 年 7 月 12 日から同年 11 月 5 日までの期間とされているが、この記録は間違っており、私が勤務したのは、申立期間③の期間である。

全ての期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社において年金事務所の記録する厚生年金保険の被保険者期間より長く勤務していたと主張しているが、当該事業所は、昭和 45 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の勤務

実態や厚生年金保険の加入状況、保険料控除等について確認することができない。

また、申立人が記憶する同僚のうち一人は、「私は、A社に勤務していたが、昭和38年10月から別の事業所に勤務することとなり、一旦退職した。申立人は、1年間も勤務していなかった。勤務を開始した年度のお正月までもいなかったと思う。」と供述しており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる当該同僚の資格喪失日は昭和38年10月1日であるところ、申立人は、「当該同僚よりも、私の方が先に辞めた。」と供述している。

さらに、前述の被保険者名簿において被保険者記録が確認できる者に照会したところ、昭和36年9月1日に被保険者資格を取得している者は、「私は、昭和36年9月からA社で勤務した。申立人が名前を挙げた同僚とは一緒にF業務などの仕事をしたことをはっきり覚えているが、私が勤務していた期間に、申立人が勤務していたかどうかは覚えていない。」と供述しているところ、前述の昭和38年10月に一旦資格喪失した同僚は、「前述の昭和36年9月1日に被保険者資格を取得している同僚と申立人は一緒には勤務していないと思う。」と供述している上、申立人が同僚として記憶している事業主の親族は、「申立人が昭和36年春頃から勤務していたことは記憶している。しかし、申立人が勤務した期間は、それほど長くはなかった。半年間ぐらいだと思う。」と供述しており、このほかの回答を得られた者からも、申立人の勤務状況や退職時期に関する具体的な供述は得られず、申立期間①における申立人の勤務実態や退職時期を確認することはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、B社において被保険者資格を取得した昭和39年12月1日以降、3年間勤務したと主張しているが、雇用保険の被保険者記録は確認できない上、当時の事業主に照会したところ、「事業所は既に廃業し、当時の書類は全て処分しているが、申立人は、私が昭和38年4月に結婚する前から勤務していた。事業所が厚生年金保険に加入したのは39年12月からで、それ以前は、従業員を厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述しており、適用事業所名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該事業所は39年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当し、同日付けで、申立人、事業主及び事業主の妻を含む6人が被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人は、「私がB社に勤務していた期間中に、事業主が結婚し、事業主の妻も同社で働き始めた。」と供述している。

また、申立人は、同僚として二人の名前を挙げ、「二人は先輩だった。二人よりも私の方が先に辞めた。」と供述しており、このうち所在が判

明した一人に照会し、供述は得られなかったものの、前述の被保険者原票によると、当該同僚の資格喪失日は、昭和41年10月1日であることが確認できる。

さらに、前述の被保険者原票によると、申立期間②の頃に資格取得している者が複数確認できるところ、昭和40年3月27日及び41年10月1日にそれぞれ被保険者資格を取得している二人はいずれも、「申立人のことを知らない。」と回答している。

これらのことから判断すると、申立期間②において申立人が継続して勤務していたことを推認することはできない上、申立人は、昭和38年頃には既にB社で勤務していたことが推認される。しかしながら、前述のとおり、当該事業所は昭和39年12月1日までは厚生年金保険の適用事業所に該当しておらず、申立人が勤務を開始して以降、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当するまでの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 申立期間③について、雇用保険の被保険者記録は確認できない上、D社E支店に照会したところ、「申立人に関する書類は保存されていないので、当時のことは不明である。」と回答していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の資格取得日は昭和41年7月12日、資格喪失日は同年11月5日と記載されているところ、当該期間及び申立期間③において被保険者記録が確認できる者に照会したところ、回答を得られた一人は、「申立人のことを覚えている。申立人が勤務した期間はそれほど長くはなかったと記憶している。数か月間だったと思う。」と回答し、もう一人は、「申立人のことは覚えているが、いつ頃勤務していたのかは分からない。」と回答しており、このほかに回答を得られた者からは、申立人の勤務実態や勤務期間について特定できる供述は得られない。

さらに、申立期間③中に被保険者資格を取得していることが確認できる複数の者に照会したものの、いずれも「申立人のことを知らない。」と供述している上、このうち一人は、「申立人と同姓の男性従業員で記憶しているのは、申立人とは別人の一人のみである。」と供述している。

加えて、前述の被保険者原票において、前述の被保険者記録及び申立人が再度当該事業所に勤務したとする昭和58年1月20日に資格を取得し、61年8月29日資格を喪失した記録以外に、申立期間③において申立人の名前は記載されておらず、健康保険の整理番号に欠番は無いこと

から、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 4 このほか、申立人が全ての申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、全ての申立期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 11 月 29 日から 40 年 5 月まで  
② 昭和 41 年 1 月 6 日から 42 年 1 月まで  
③ 昭和 42 年 3 月から 43 年 5 月まで

私は、申立期間①については、A社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和 39 年 11 月 29 日となっているが、40 年 5 月まで勤務していた。

申立期間②については、B事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和 41 年 1 月 6 日となっているが、42 年 1 月まで勤務していた。

申立期間③については、昭和 42 年 3 月から 43 年 5 月までの期間において、C事業所に勤務していた。

全ての申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が名前を挙げた同僚及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に氏名の記載が確認できる者は、「申立人のことは覚えているが、申立人が退職した時期は分からない。」と供述している上、雇用保険の被保険者記録も確認できないことから、申立人が申立期間①において当該事業所に勤務していたことが確認できない。

また、事業主は、「当時の書類が無く、申立人の勤務実態及び保険料控除に係ることは不明である。」と供述している上、申立人が名前を挙

げた同僚及び前述の被保険者原票に氏名の記載が確認できる者は、「当該事業所における厚生年金保険の取扱いは不明である。」と供述していることから、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人に係る前述の被保険者原票には昭和 40 年 1 月 6 日に健康保険被保険者証を返納したことを示す記載が確認できる。

このほか、申立人が申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は昭和 41 年 1 月 6 日から 42 年 1 月までの期間において B 事業所に勤務していたと主張しているものの、当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録において、申立人の離職日は昭和 41 年 1 月 6 日となっていることが確認できる上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に氏名の記載が確認できる者は、「申立人のことは覚えているが、申立人が退職した時期は分からない。」と供述していることから、申立人が申立期間②において当該事業所に勤務していたことが確認できない。

また、当該事業所は、平成 5 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、適用事業所でなくなった時点の事業主は、「当時の書類が無く、申立人の勤務実態及び保険料控除に係ることは不明である。」と供述している上、申立人が名前を挙げた同僚及び前述の被保険者原票に氏名の記載が確認できる者は、「当該事業所における厚生年金保険の取扱いは不明である。」と供述していることから、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人が名前を挙げた同僚の供述から判断すると、申立人が C 事業所に勤務していたことがうかがえるものの、勤務期間の特定ができない。

また、適用事業所名簿及びオンライン記録を確認したものの、申立てのあった C 事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡は見当たらない上、商業登記簿においても該当する事業所は確認できず、事

業主も特定できないことから、申立人の申立期間③における勤務期間、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、前述の同僚は、「当該事業所における申立人及び私の厚生年金保険料の控除については分からない。当該事業所に係る給与明細書は持っていない。」と供述している上、オンライン記録を確認したところ、当該同僚は申立期間③において厚生年金保険に未加入であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。